

新潟県人と人との絆づくり条例の概要

1 条例の目的について

社会環境が大きく変化する中で社会から孤立しがちな人が増加し、いじめ、虐待、自殺、孤独死等が大きな社会問題となっています。

人と人との心の絆をしっかりと紡ぎ直していくため、家庭及び地域社会における絆づくりに関し、基本理念を定め、県民の家庭及び地域社会における役割や県の責務を明らかにすることにより、県民が心豊かに安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的とします。

2 基本理念について

家庭及び地域社会における絆づくりは、県民一人ひとりの家庭及び地域社会における人と人の触れ合いや助け合いが大切ということを認識し、それぞれの立場における役割を自覚して、絆づくりに取り組むことを基本とします。

3 県民の役割について

県民は、家庭において、基本理念のもと、家族の愛情や触れ合いを大切にしながら、互いに助け合い、心身のよりどころとなる家庭環境をつくるよう努めていただくとともに、地域社会において、互いに助け合い支え合う事を目指します。

4 県の責務等について

県は、基本理念のもと、家庭及び地域社会における絆づくりに関する施策を実施する責務があることから、学校及び保育所等において、子どもの人や地域社会とのかかわりを通じた豊かな人間性とたくましく社会を生き抜く力の育成及びそのための保護者への支援が積極的に行われるよう努めるとともに、家庭及び地域社会における絆づくりに関する施策を実施する時には、市町村、地域住民の福祉の向上を目的とする団体その他の関係団体との連携協力を努めることとします。